

特許法第 184 条の 3～第 184 条の 20 と PCT との関係

| 特許法 | | PCT | |
|----------|---|--|--|
| 184 条の 3 | (国際出願による特許出願) 国際出願日にされた特許出願とみなされる国際出願 (1) 国際出願日が認められた国際出願 (2) 指定国に日本含 *みなし全指定(日本含) | (国際出願日及び国際出願の効果) ⇔国際出願日は各指定国における実際の出願日と擬制 *国際出願日 (1) 認定要件を満たした国際出願受理の日 (2) 認定要件を満たす補充をした日 (3) 図面を補充した日 ⇔すべての締約国の指定 | 11 条(3) 11 条(1) 11 条(2)(b) 14 条(2) R4.9(a) |
| 2 項 | 特 43 不準用 *パリ優先権主張手続は PCT 規則が適用 | ←優先権の主張 *優先権書類 | R4.10 R17 |
| 184 条の 4 | (外国語でされた国際特許出願の翻訳文) 翻訳文の提出期限、対象 (1) 提出期限 原則：優先日から 2 年 6 月(国内書面提出期間) 例外：国内書面提出期間の満了前 2 月から満了の日までの間に国内書面を提出した場合には、書面提出の日から 2 月(翻訳文提出特例期間) (2) 翻訳文の対象 国際出願日における明細書、請求の範囲、図面の中の説明、要約 *願書、図面(線図部分)の翻訳文は不要 | (指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払) ⇔優先日から 30 月を経過する時まで、所定の翻訳文を提出、国内手数料を支払 ⇔PCT22(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を規定可 | 22 条(1) 22 条(3) |
| 2 項 | PCT19 条補正をした場合の翻訳文の提出 国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、補正後の請求の範囲の翻訳文を提出可 | | |
| 3 項 | 翻訳文の不提出の効果 | | |